

令和7年度 鳴門市再生可能エネルギー設備等 普及促進事業補助金

本補助金は、株式会社鳴門太陽光発電所の寄附金を活用しています。

地球温暖化対策の推進および脱炭素型社会の形成を図るとともに、災害に強いフェーズフリーなまちづくりを実現するため、再生設備等の導入を補助します。

6月2日～
申請受付開始
最大30万円
同時申請可能



①住宅用太陽光発電システム

5万円
(1件あたり上限)

②家庭用蓄電池システム

10万円
(1件あたり上限)

③同時設置加算(①と②)

+5万円

④電気自動車等充電システム(V2H)

10万円
(1件あたり上限)

※設備に係る詳細な要件については、市公式ウェブサイトをご確認ください。

申請者の要件(抜粋)

- ・市内の耐震性を有する住宅(店舗、事務所等との兼用含む)またはその敷地内に上記設備を設置する個人
- ・市税等を滞納していない方
- ・補助対象設備について、市から他の補助金等の交付を受けていない方
- ・申請日に市内を住所を有する方または実績報告をするまでに市内に住所を移す予定をしている方 など

補助金申請の流れ



注意事項

- ・補助金交付決定前に設備設置工事等に着手された場合、補助金を交付することができません。
- ・太陽光発電システム等の訪問販売に関するトラブルが全国的に発生しています。
強引な勧誘や過剰なセールスなど、急いで契約させようとする事業者には十分注意してください。
- ・契約する前に、補助金が受けられる条件、発電量、売電量などについて情報収集し、複数の事業者から見積もりをとるなど、納得できる事業者と契約するようにしましょう。

受付期間

令和7年6月2日(月)から(先着順・予算の上限に達し次第受付終了)
※令和8年3月27日(金)までに実績報告書の提出が必要

他にも要件や注意事項がございますので、詳細は右記二次元コードより
市公式ウェブサイトをご覧ください。



申請・問合せ先 鳴門市 環境共生部 環境政策課 電話：088-684-0783